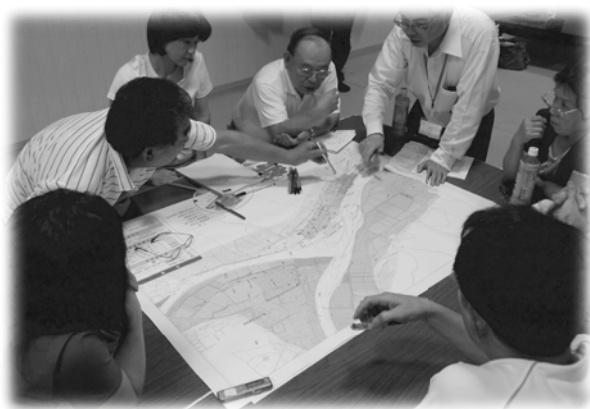

マイ防災マップ・マイ防災プラン 作成の手引き

【安全な避難のために】



目次

はじめに	1
第1章 マイ防災マップ、マイ防災プラン作成の手順	4
第2章 マイ防災マップ作成の進め方	6
1. マイ防災マップ作成の準備	6
1.1 マイ防災マップの作成目的や作成方法の確認	6
2. マイ防災マップ(案)の作成(作業部会の開催)	7
2.1 事前準備	7
2.2 マイ防災マップ(案)の作成	8
3. まち歩きによるマイ防災マップの確認	9
3.1 事前準備	9
3.2 まち歩きの実施	10
3.2 まち歩きの実施	10
4. マイ防災マップの完成(作業部会の開催)	11
4.1 事前準備	11
4.2 マイ防災マップの完成	11
5. マイ防災マップの印刷・全戸配布	14
5.1 マイ防災マップの印刷・全戸配布	14
6. 防災訓練の実施	15
6.1 防災訓練	15
7. マイ防災マップの更新	16
7.1 マイ防災マップの更新	16
第3章 マイ防災プラン作成の進め方	17
1. マイ防災プラン作成の準備	17
1.1 マイ防災プランの作成目的や作成方法の確認	17
1.2 マイ防災プラン作成の事前準備	18
1.3 防災情報および作成方法の確認	18
2. マイ防災プラン(案)の作成(作業部会の開催)	19
2.1 マイ防災プラン(案)の作成	19
2.2 地域の状況に応じた避難方法等の決定	19
2.3 マイ防災プランの作成	20
3. マイ防災プランの完成(説明会の開催)	21
3.1 説明会の準備	21
3.2 確認作業の実施	21
3.3 マイ防災プランの完成	22
4. マイ防災プランの印刷・全戸配布	22
4.1 防災計画の印刷・全戸配布	22
5. 防災訓練の実施	23
5.1 防災訓練	23
6. マイ防災プランの更新	24
6.1 マイ防災プランの更新	24
<マイ防災プラン作成の例>	24

はじめに

近年、局地的豪雨により、全国各地で大きな被害が発生しています。特に、平成 21 年 8 月には、台風第 9 号に伴う豪雨により、兵庫県佐用町を中心に甚大な被害が発生し、避難途中に多くの方々が犠牲となりました。そのため、近畿地方整備局では、局地的豪雨に対しての被害軽減方策を検討するため、学識経験者等からなる「局地的豪雨による被害軽減方策検討会」を平成 21 年 11 月に設置しました。検討会では、急激な水位上昇に対する有効な河川情報及び適切かつ迅速な避難のあり方などのソフト対策、超過洪水に対する河川整備のあり方について検討を行い、平成 23 年 6 月にその結果を「提言」としてとりまとめたところです。

この提言で示されている局地的豪雨による被害軽減施策のうち、避難時の危険箇所の認識に関する施策である「マイ防災マップ」の作成及び地区ごとの避難や防災の行動手順の確立に向けた施策である「マイ防災プラン」の作成は、地域住民のみなさんが主体となって取り組みを行うことで地域コミュニティの強化、地域の防災総合力の向上が期待されている施策です。

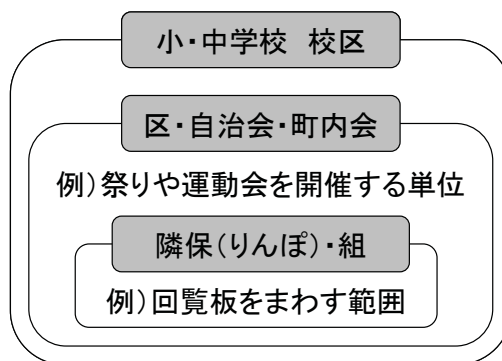
本手引きは、局地的豪雨による被害軽減施策の効果検証のために、平成 22 年度に兵庫県宍粟市で実施した社会実験で得られた「マイ防災マップ」及び「マイ防災プラン」の作成の知見やノウハウを集約して、地域住民のみなさんで「マイ防災マップ」「マイ防災プラン」を作成できるようにとりまとめたものです。

本手引きが活用され、全国で「マイ防災マップ」「マイ防災プラン」が作成され、活用されることにより、局地的豪雨による被害を軽減するための一助となることを願っております。

本手引きで用いている自治組織の表現

本手引きは、市町村等の行政単位ではなく、住民の集まりである自治組織を対象にしています。

自治組織の呼び方は、地方によって異なりますので、本手引きでは呼び方を次のように表記しています。



マイ防災マップってなに？

マイ防災マップとは、住民の皆さんが過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを自らの手で地図に記述したものです。

マイ防災マップをつくるとどうなるの？

マイ防災マップを作成する過程を通して、避難の手順や避難に要する情報、必要な防災の方策等を修得することができ、自律的な避難行動を促します。さらに住民が協力して取り組むことで、コミュニケーションの機会にもなり地域コミュニティを強化する効果も期待されます。



マイ防災マップ作成例

マイ防災プランってなに？

マイ防災プランとは、住民の皆さんが協力して自治会単位など一連の地区において避難や災害発生時の行動手順、災害時要援護者の支援体制などをまとめた計画です。

マイ防災プランをつくとどうなるの？

安全で円滑な避難や防災に必要な各種情報を記載したマイ防災プランを作成し、マイ防災マップとあわせて、活用することで、災害時の知見や対応を地域で継承しやすくなり、地域の防災総合力が向上することが期待されます。



【〇〇〇自治会防災プラン目次の例】

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 本防災プランの目的 | 9. 防災訓練 |
| 2. 作成日（更新日） | 10. 資機材の管理・補充 |
| 3. 避難所 | 11. マイ防災プランの更新 |
| 4. 自主災害対策本部 | |
| 5. 防災情報 | |
| 6. 自治会の自主避難の目安 | |
| 7. 洪水時の避難行動 | |
| 8. 防災活動 | |

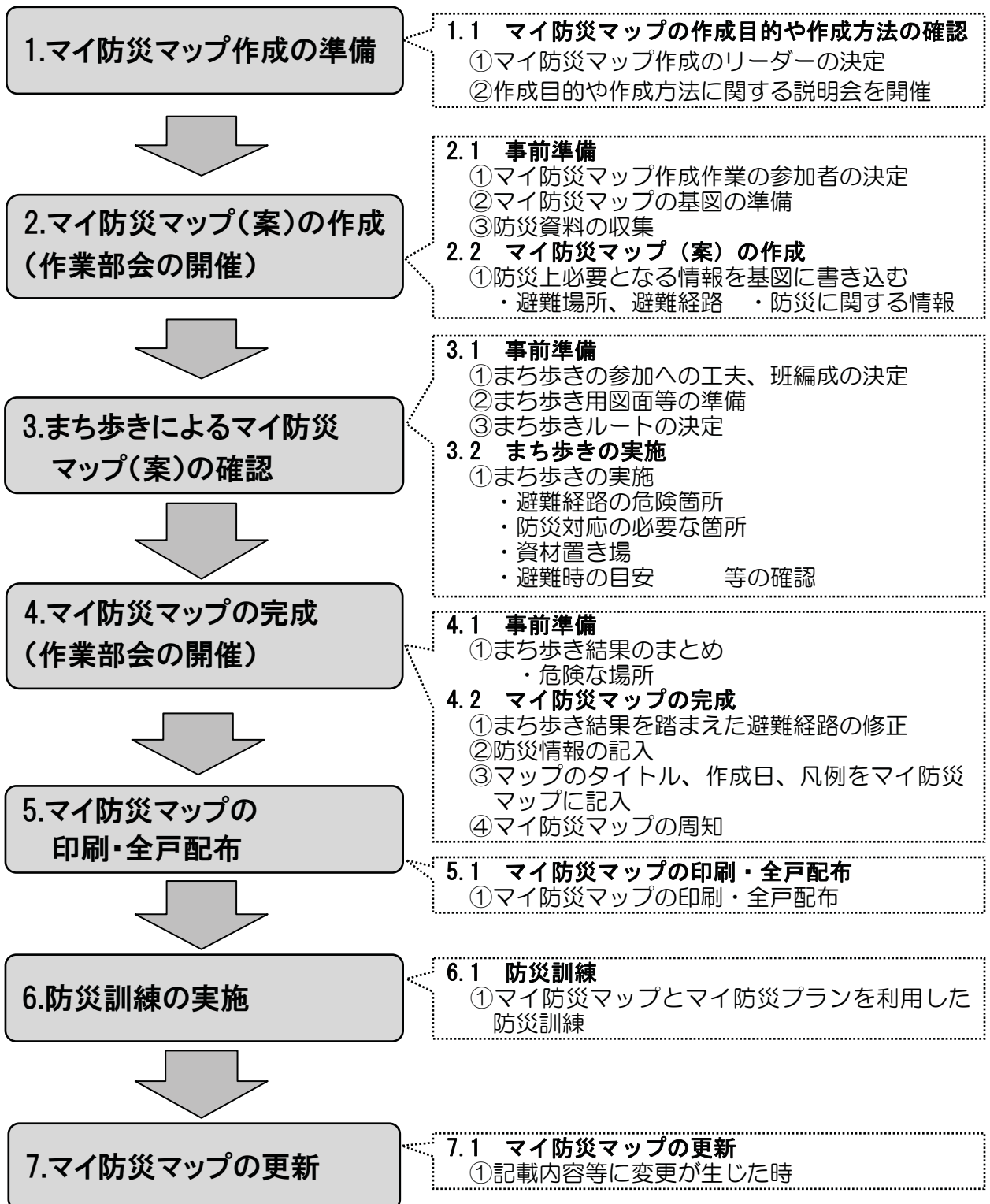
対象エリアの設定

「マイ防災マップ」および「マイ防災プラン」は、小・中学校区、自治会及び複数隣保（組）など地域の実情にあわせて対象エリアを設定して作成することができます。

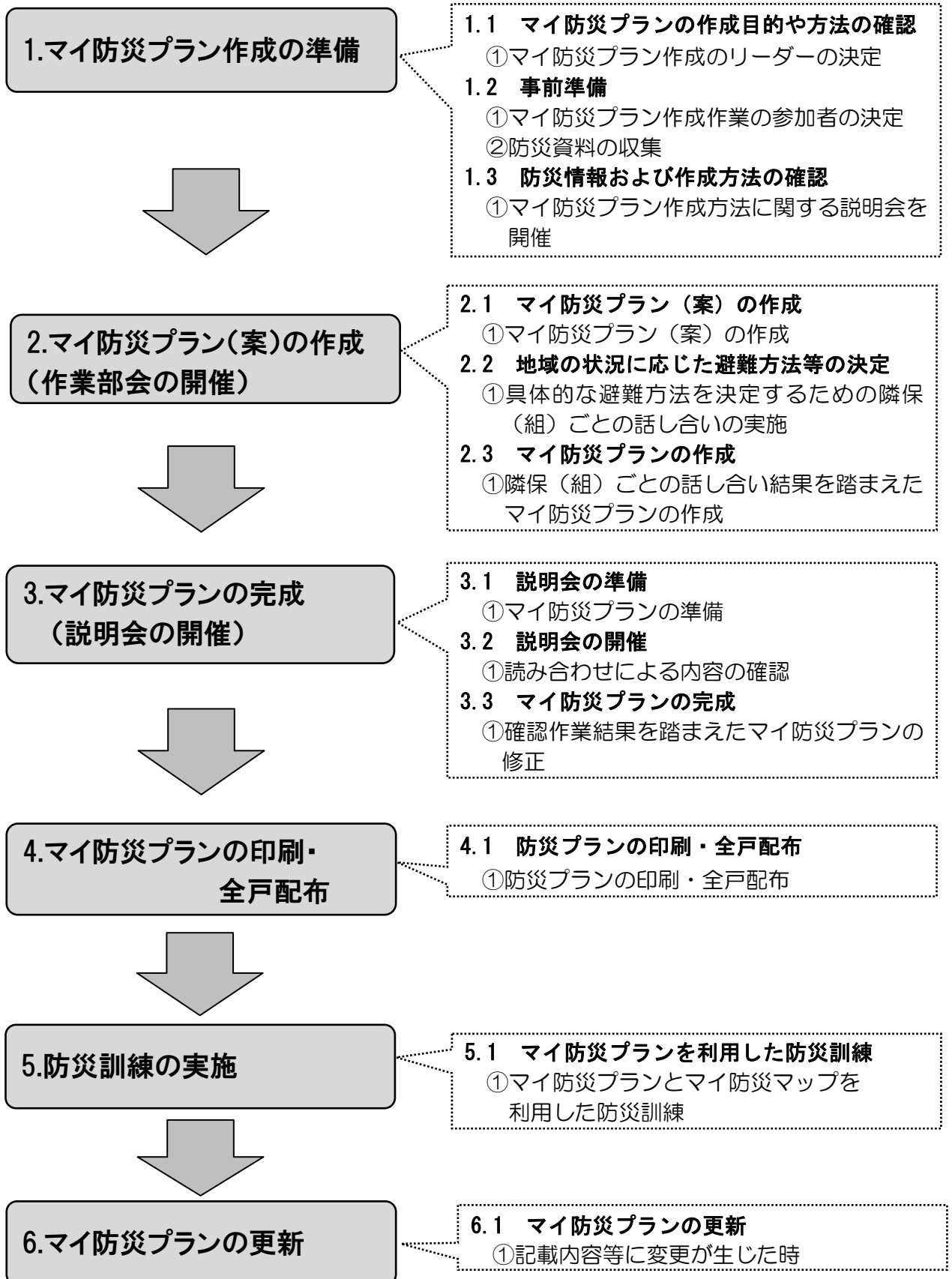
第1章 マイ防災マップ、マイ防災プラン作成の手順

マイ防災マップおよびマイ防災プランの作成の手順を示します。

■マイ防災マップ作成の手順



■マイ防災プラン作成の手順



第2章 マイ防災マップ作成の進め方

1. マイ防災マップ作成の準備

マイ防災マップ作成のリーダーを決めます。リーダーは、マイ防災マップの作成目的や作成方法について説明会を開催し、住民の方々へマイ防災マップの必要性や作成にあたっての理解を得ます。

1.1 マイ防災マップの作成目的や作成方法の確認

① マイ防災マップ作成のリーダーの決定

- マイ防災マップを作成する上で、話し合いの進行や作業を見渡す地域のまとめ役となるリーダーの存在は不可欠です。
- マイ防災マップを作成する際は、自治会長等の地域の責任者となる方々が集まって、作成する際に具体的な指示をするリーダーとなる方を決めます。
- リーダーは、自治会長等の地域の責任者の方々と相談し、まずマイ防災マップを作成する範囲を設定します。作成範囲は、校区ごとや自治会及び複数隣保（組）など地域の実情にあわせて設定します。
- リーダーは、本手引きを参考に、マイ防災マップの進め方について、自治会長等の地域の責任者の方々と理解を深めます。
- 作成スケジュールや作業内容を確認します。（いつまち歩きを行うか、いつまでにマイ防災マップを完成させるか等）。

② 作成目的や作成方法に関する説明会を開催

- リーダーは、対象となる範囲の住民の方々を集めて、マイ防災マップ作成の目的や作成方法についての説明会を開催します。

<説明会での説明事項>

- ・ 地域の洪水に対する危険性
- ・ マイ防災マップの必要性と有効性
- ・ マイ防災マップの作成手順
- ・ マイ防災マップ作成の進め方、スケジュール など

ワンポイント: マイ防災マップの作成例を提示することで、内容について理解が得やすくなります。

2. マイ防災マップ(案)の作成(作業部会の開催)

住民の皆さんが主体となり、話し合いながらマップに避難に必要な情報を記入したマイ防災マップ(案)を作成します。

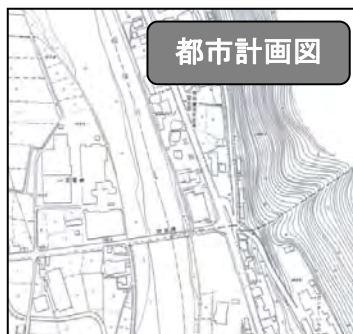
2.1 事前準備

①マイ防災マップ作成作業の参加者の決定

- リーダーは、自治会長等の地域の責任者と相談し、隣保(組)長、消防団長等の災害時に役割がある住民の方々など、マイ防災マップ作成作業の参加者を決定します。
 - ・様々な意見を得るため災害時に役割がある住民に限らず、広く参加者を募ります。

②マイ防災マップの基図の準備

- リーダーが、マイ防災マップ作成の基本となる基図(ハザードマップ等)を準備します。
 - ・基図は、浸水想定区域が記載されている市町村作成のハザードマップを拡大して使用することが望まれますが、縮尺の大きなものがない場合は、ハザードマップを参考にして都市計画図や住宅地図等に浸水範囲を色塗りして利用します。
 - ・個々の建物や、土地の高低差など地域の様子が分かる基図を用いることが有効です。



③防災資料の収集

- リーダーは、河川管理者や市町村の防災担当者から過去の災害状況(災害記念碑含む)、洪水ハザードマップ、地域の地盤高が分かる資料、水防倉庫の場所等、防災資料を収集します。

2.2 マイ防災マップ(案)の作成

①防災上必要となる情報を基図に書き込む

- マイ防災マップ作成作業の参加者は、話し合いながら、避難所（一時避難所を含む）や避難経路を基図に書き込みます。
- 避難所および一時避難所の名称や電話番号を基図に書き込みます。



👉 **ワンポイント:**付せん紙を基図に貼ることで、情報の整理・修正が容易となります。

3. まち歩きによるマイ防災マップ(案)の確認

住民の皆さんが主体となって、作成したマイ防災マップ(案)を用いながらまち歩きを行い、避難の際の地域の危険箇所や必要な防災方策について情報を共有します。

3.1 事前準備

①まち歩きの参加への工夫、班編成の決定

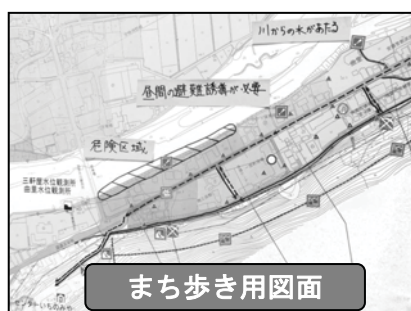
- リーダーは多くの住民が参加できるように工夫します。
 - ・地域の実態に合わせ、曜日、日中・夜間等、より多くの住民が参加できるように複数回行います。
- リーダーがまち歩きの班編成を決めます。
 - ・自治会内で避難経路が異なる場合は、避難経路ごとに班を編成します。
- リーダーがまち歩きの班長、図面記入係を決めます。
 - ・まち歩きでは、班長と図面記入係のみがまち歩き用図面を持ちます。
 - ・作業部会参加者を班長や図面記入係とします。

👉 **ワンポイント:** 日中と夜間では、水路が暗くて見えないなど、危険箇所の見え方が大きく異なります。

👉 **ワンポイント:** 班の人数が多くなると一体感が不足します。5~8名程度が、話題が分散せず全員で取組む事ができます。

②まち歩き用図面等の準備

- 作成したマイ防災マップ(案)をコピーし、まち歩き用の図面を用意します。
 - ・まち歩き用図面を班長・図面記入係分を用意します。
 - ・班長と図面記入係は、マジックとクリップボード(下敷き)を用意します。



まち歩き用図面



マジック

クリップボード(下敷き)

まち歩きで用意するもの

③まち歩きルート決定

- 班長が事前にまち歩きルートを決めます。
 - ・ルートの基本は、マイ防災マップ(案)の作成作業で設定した避難場所までの避難経路や防災対応に必要な箇所とします。

3.2 まち歩きの実施

①まち歩きの実施

■まち歩きの班長が先導し、決めておいたルートを歩き、まちの状況を確認します。

- ・まちが浸水した時をイメージしたり、過去の災害時の状況を話し合いながら、まちを歩きます。
- ・洪水ハザードマップにより避難経路が浸水しないか確認します。
- ・まち歩きでは次のような危険箇所にご注意しましょう。

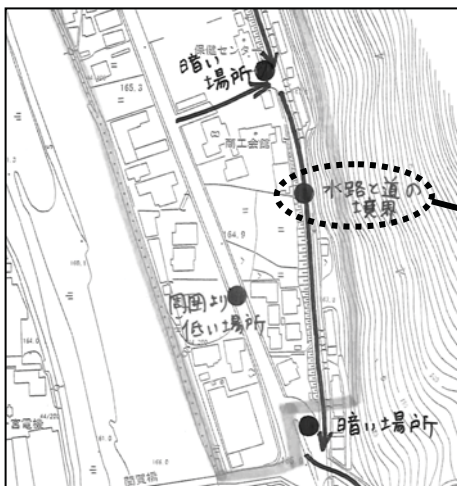
- ①水路と道路の境が分からない箇所
- ②周りの土地より低く浸水し易い箇所
- ③街灯が無く夜間、真っ暗な箇所
- ④山から水が流れ込んでくる箇所
- ⑤岩や石が落ちてきやすい箇所

- ・危険箇所や防災対応に必要な箇所、資材置場、避難時の目安を確認した場合には図面記入係が図面に書き込みます。



まち歩きの状況（日中）

👉 **ワンポイント:** まちが浸水した時をイメージするとは
⇒水路と道路の境に柵がない → 道路が浸水した場合、水路と道路の境が分からない → 水路に落ちる危険性が高い
⇒雨が降ると道路に水が溜まる → 避難時道路に水が溜まって通行できない など



浸水すると水路と道の境が分からない箇所

4. マイ防災マップの完成(作業部会の開催)

住民の皆さんが主体となり、まち歩きの結果を踏まえてマイ防災マップを修正し、避難や防災に必要な情報を学び、情報を共有します。

4.1 事前準備

①まち歩き結果のまとめ

- まち歩きの班長と図面記入係が協力して、まち歩きで確認した危険な箇所や防災対応の必要な箇所をまとめておきます。

4.2 マイ防災マップの完成

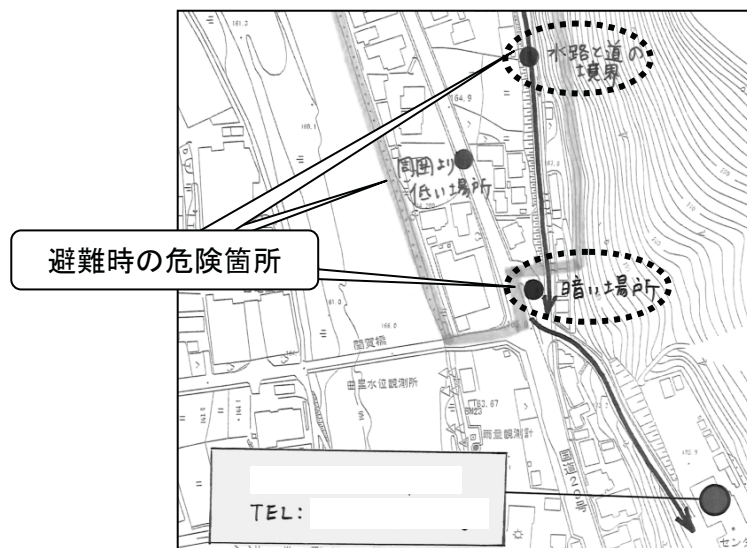
「2. マイ防災マップ(案)の作成」においてリーダーが決めた参加者でマイ防災マップを完成させます。

①まち歩き結果を踏まえた避難経路の点検

- 作業部会では、まち歩きの結果を班ごとに発表し、避難経路の修正が必要な場合は、新しい基図に修正後の避難経路を記入します。

②防災情報の記入














- まち歩きで確認した避難時の危険な箇所や防災対応の必要な箇所を、マイ防災マップに記入します。



避難時の危険な箇所を
記入したマイ防災マップ

👉 **ワンポイント:** 防災情報をアイコンで整理するとマップが見やすくなります。

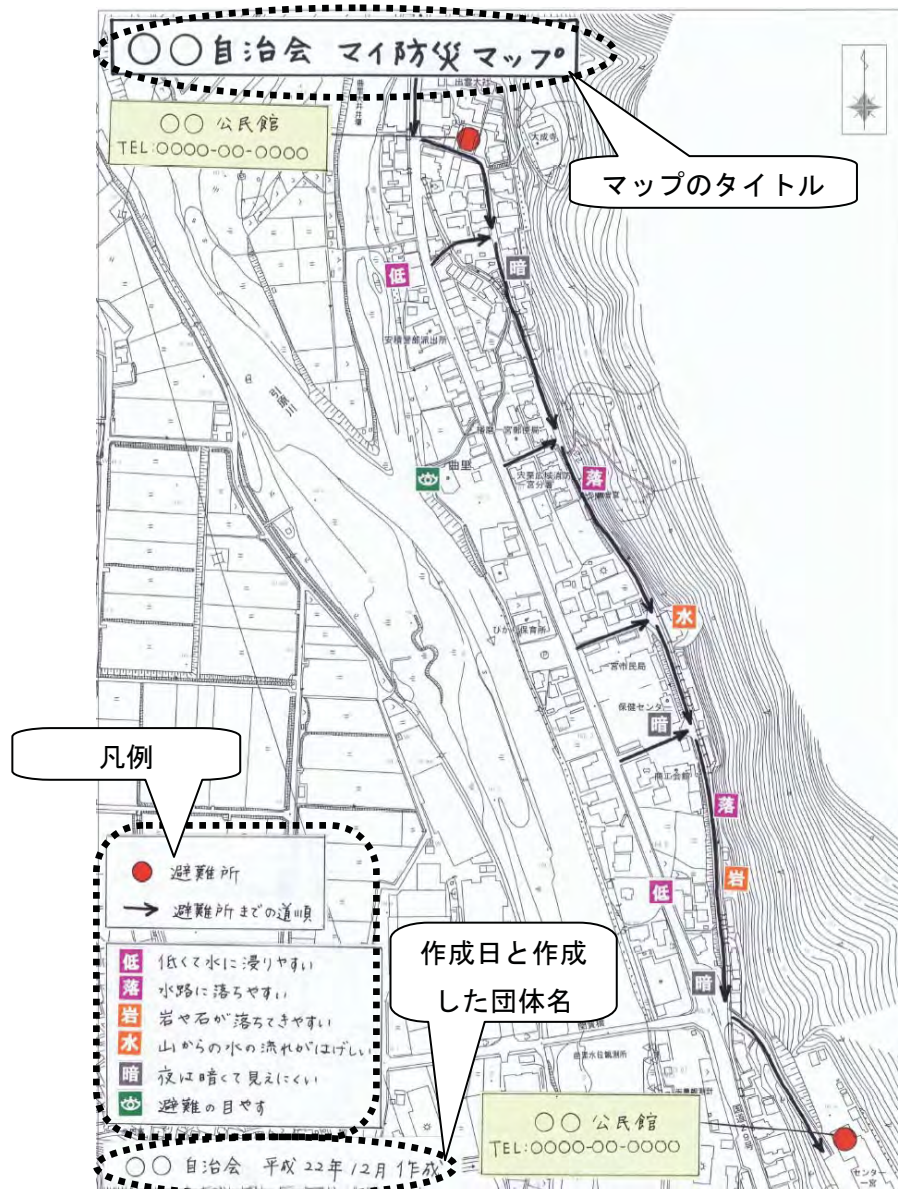
【凡例の作成例】

凡 例	
	避難所までの道順
逃げる時に危ない場所	
	低く水に浸かりやすい
	水路に落ちやすい
	岩や石が落ちてきやすい
	山からの水の流れがはげしい
	夜は暗くて見えにくい
	その他、気になる場所
	避難の目やす
	用水路
	消火栓
	土のう
	防災資機材
	消防水利

アイコンシールの凡例

③マップのタイトル、作成日、凡例をマイ防災マップに記入

- 住民の皆さんで作成したマップのタイトルを決定します。
- タイトルや凡例をマイ防災マップに記入します。
- いつ時点のまちの状況や課題を表す地図であることを明確にするために日付を記入します。



完成したマイ防災マップ

④マイ防災マップの周知

- マイ防災マップをマップ作りに参加できなかった住民に周知（回覧）し、気づいた点を書き込んでもらいます。それにより、新たな視点や気づかなかった危険箇所などの情報を把握し内容を充実させます。


5. マイ防災マップの印刷・全戸配布

自治会長等は、マイ防災マップを自治会の全戸に配布し、防災意識の向上・啓発を図ります。

5.1 マイ防災マップの印刷・全戸配布

① マイ防災マップの印刷・全戸配布

■住民のマイ防災マップに対する認識の向上を図ることから、全戸に配布します。

 **ワンポイント:** 作成費用、印刷費用に市町村からの助成等が活用できる場合があるので市町村の防災担当者に確認するとよいでしょう。

6. 防災訓練の実施

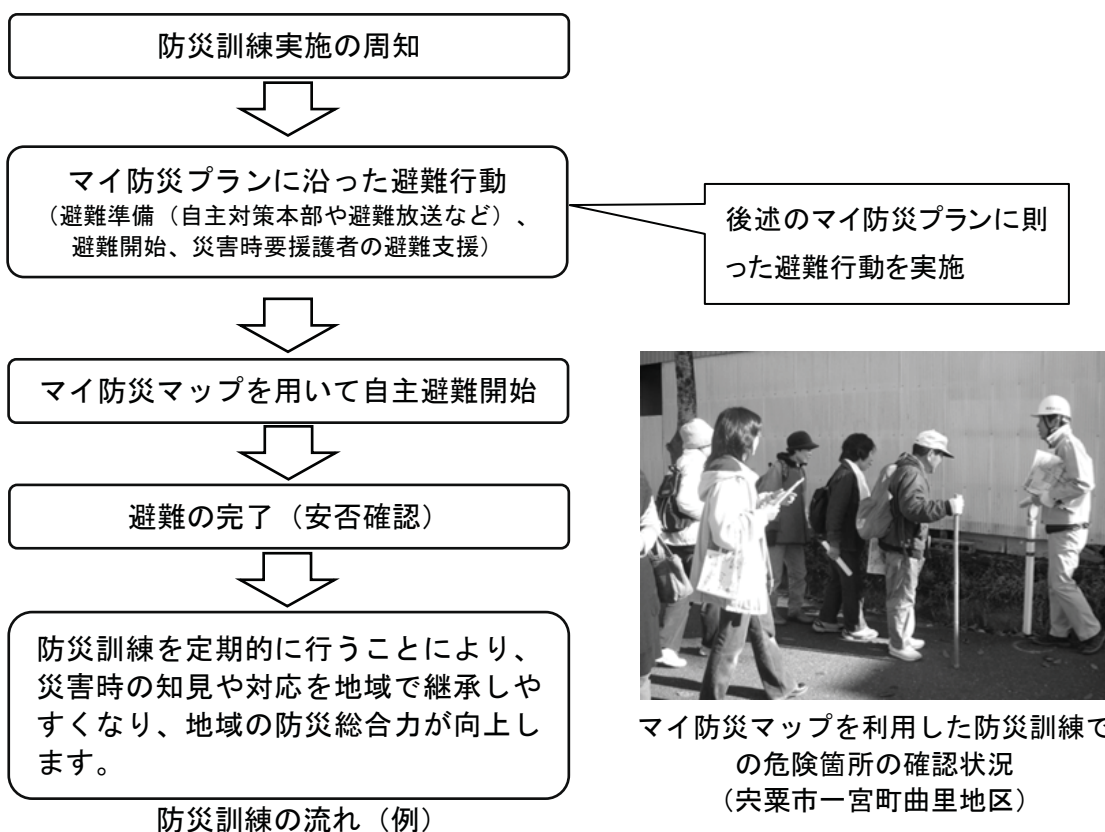
住民の皆さんは、マイ防災マップを利用した防災訓練を実施し、危険箇所の場所や避難経路等の理解を深めます。

防災訓練は、マイ防災マップと避難手順を示したマイ防災プランをセットで実施することで、より高い効果が得られます。

6.1 防災訓練

① マイ防災マップとマイ防災プランを利用した防災訓練

- 自治会住民の皆さんは、マイ防災マップを各自持参し、実際に自宅から避難場所までの避難経路を歩きます。



ワンポイント: 防災訓練の際に、マイ防災マップに記載されている防災情報を確認することで、住民の避難経路の理解をより深めることができます。

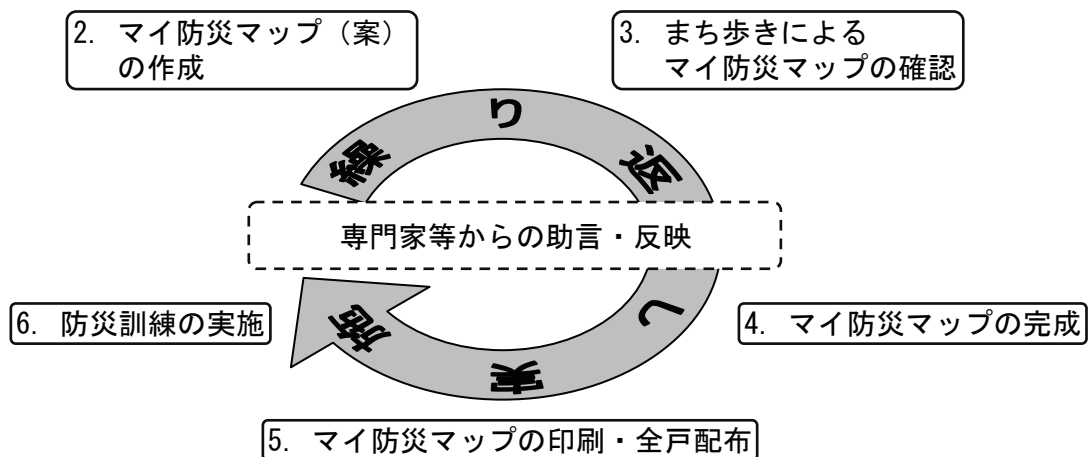
7. マイ防災マップの更新

マイ防災マップは、作成から防災訓練までの一連の流れを繰り返し実施し、つねに新しいノウハウを取り入れ、何度も見直しを図る事でより有効なものとなります。

7.1 マイ防災マップの更新

① 記載内容等に変更が生じた時

- 自治会住民の皆さんは、災害時利用による改善点が明らかになった場合や、まちの状況の変化等により、マイ防災マップの記載内容が変更になった場合は、マイ防災マップの更新を行います。
- マイ防災マップは、災害時における検証以外に以下に示すように随時更新していくことが必要です。
 - ⇒作成したマイ防災マップを活用した防災訓練を実施し、マイ防災マップの問題点が明らかになったとき
 - ⇒マイ防災マップ作成で明らかになった課題について、改善対策を実施したとき（例えば、街灯がなく、夜間の避難が危険な場所に、街灯を整備したとき）
 - ⇒地域の地図が変わったとき（例えば、住宅地の造成や、道路整備により避難経路が変更になったとき）
 - ⇒治水対策（堤防工事、河川内の掘削など）の進展により、まちの治水安全度が変化したとき
- いずれの時点でも構いませんので、防災の専門家（市町村の防災担当者、河川管理者等）やNPO等各種団体から助言を受けたり、同様の取り組みを行っている他団体との意見交換を行ったりすることで、専門的な視点や、創意工夫を導入することができます。
- 随時更新する時も、下図の「マイ防災マップ（案）の作成」～「防災訓練の実施」まで一連の流れを繰り返し行います。



マイ防災マップ更新の流れ

第3章 マイ防災プラン作成の進め方

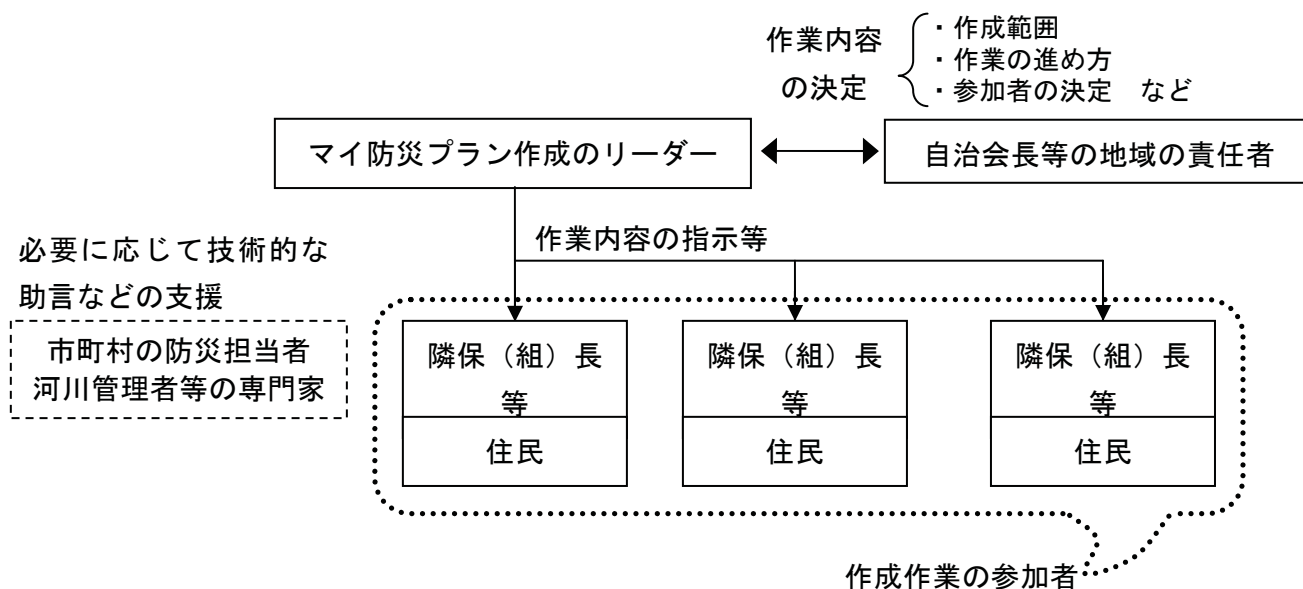
1. マイ防災プラン作成の準備

マイ防災プラン作成のリーダーを決めます。リーダーは、マイ防災プラン作成の進め方について話し合い、住民の方々の理解を得ます。

1.1 マイ防災プランの作成目的や作成方法の確認

① マイ防災プラン作成のリーダーの決定

- マイ防災プランを作成する上で、話し合いの進行や作業を見渡す地域のまとめ役となるリーダーの存在は不可欠です。
- マイ防災プランを作成する際は、自治会長等の地域の責任者となる方々が集まって、作成する際に具体的な指示をするリーダーとなる方を決めます。
- リーダーは、自治会長等の地域の責任者の方々と相談し、まずマイ防災プランを作成する範囲を設定します。作成範囲は、校区ごとや自治会及び複数隣保（組）など地域の実情にあわせて設定します。
- リーダーは、本手引きを参考に、マイ防災プラン作成の進め方について、自治会長等の地域の責任者の方々と理解を深めます。
- 作成スケジュールを確認します（いつまでに情報の整理を行うか、いつまでにマイ防災プランを完成させるか等）。



マイ防災プラン作成作業のイメージ

1.2 事前準備

①マイ防災プラン作成作業の参加者の決定

- リーダーは、自治会長等の地域の責任者と相談し、隣保（組）長、消防団長等の災害時に役割がある住民の方々など、マイ防災プラン作成作業の参加者を決定します。

②防災資料の収集

- リーダーは、河川管理者や市町村の防災担当者から過去の災害状況、洪水ハザードマップ、地域の地盤高が分かる資料等の防災資料を収集します。

1.3 防災情報および作成方法の確認

①マイ防災プラン作成方法に関する説明会を開催

- リーダーは、参加者を対象にマイ防災プラン作成の目的や作成方法、作成スケジュール、記載する項目、盛り込むべき防災情報等についての説明会を開催します。
- リーダーは隣保（組）長等の役割を説明します。隣保（組）長等は、隣保（組）ごとに話し合いを実施し、避難行動を定めたり、災害時要援護者の支援体制を決めたりします。

<記載する項目の例>

- ・避難所の場所と連絡先
- ・災害時に自主防災組織の活動拠点となる、自主災害対策本部の場所と連絡先
- ・防災情報
- ・〇〇自治会の自主避難の目安
- ・設定した自主避難の目安を点検、維持する方法
- ・〇〇隣保（組）における洪水時の避難行動
- ・〇〇自治会の洪水時の防災活動
- ・防災訓練実施の枠組み
- ・資機材の管理・補充
- ・住民の転出入等に伴う変更等、マイ防災プランの更新
- ・その他、補足資料（連絡網など）

<盛り込むべき防災情報の例>

- ・避難勧告等の避難情報および住民がとるべき行動、避難時の心得等の避難に必要な情報
- ・パソコン、携帯電話を利用して入手できる河川情報および入手先の情報など


2. マイ防災プラン(案)の作成(作業部会の開催)

住民の皆さんは、隣保(組)ごとの話し合いで決定した避難や防災の行動手順を整理して、マイ防災プランを作成し、避難に必要な情報を共有します。

2.1 マイ防災プラン(案)の作成

① マイ防災プラン(案)の作成


- マイ防災プランの記載項目が決まれば、リーダーは、各隣保(組)長へいつまでに何をしなければいけないか、作成の具体的な作成計画を示します。
- マイ防災プラン作成作業の参加者は、マイ防災プランとして記載すべき情報について、話し合い決定します。
- 話し合った内容を文章化し、マイ防災プラン(案)を作成します。

 **ワンポイント:** 手書きでも構いませんが、パソコンで作成しておくことで修正や更新が容易となります。

2.2 地域の状況に応じた避難方法等の決定

① 具体的な避難方法を決定するための隣保(組)ごとの話し合いの実施

- 各隣保(組)長が主体となって、隣保住民を対象に、「2.1 マイ防災プラン(案)の作成」で作成したマイ防災プラン(案)の説明会を開催し、マイ防災プラン(案)の内容を周知します。
- 説明会では、避難所と隣保(組)の距離位置関係を踏まえて、隣保の具体的な避難の方法を話し合い、決定します。
- 説明会では、隣保(組)の具体的な災害時要援護者の支援体制について話し合い、支援者を決定します。
 - ・ 支援者が勤務で不在の場合でも確実に支援ができるように複数の支援者、支援方法を確認します。
- 話し合う項目として、次のようなものが考えられます。
 - ・ 確認事項として、避難所・自主災害対策本部の場所と連絡先など
 - ・ 協議事項として、自主避難の目安や洪水時の避難行動、防災活動、災害時要援護者の支援体制など

 **ワンポイント:** 隣保(組)から避難所までに距離がある場合は、一時避難所に集まり、まとまって避難所へ避難することも考えられます。

2.3 マイ防災プランの作成

①隣保（組）ごとの話し合い結果を踏まえたマイ防災プランの作成

- 隣保（組）ごとの説明会の結果を持ち寄り、リーダーは話し合った内容をまとめ、マイ防災プランを作成します。

3. マイ防災プランの完成(説明会の開催)

リーダーは説明会を開催し、住民の皆さんとの確認作業により、記載内容の妥当性を確認し、避難に活用できる計画にします。

3.1 説明会の準備

①マイ防災プランの準備

- リーダーが、作成したマイ防災プランを説明会の参加人数分用意します。
- 自治体の防災情報も確認するため自治体の防災計画も準備します。



3.2 説明会の開催

①読み合わせによる内容の確認

- リーダーが中心となって、自治会長等のマイ防災プラン作成作業の参加者とマイ防災プランを確認する説明会を開催します。
- 具体的に次のような項目について確認します。
 - ・避難所・自主災害対策本部の場所と連絡先
 - ・自主避難の目安や洪水時の避難行動
 - ・資機材の管理・補充の役割分担、マイ防災プランの更新の仕組み
 - ・連絡体制などは必要な人に配付するなど取り扱いについて
- 参加者は、整理した具体的な避難方法等、マイ防災プランの記載内容について読み合わせによる確認作業を行い、マイ防災プランの項目ごとに修正が必要ないか確認します。



確認作業の状況

3.3 マイ防災プランの完成

①確認作業結果を踏まえたマイ防災プランの修正

- 確認作業でマイ防災プランの修正が必要な項目について、マイ防災プランの修正を行います。（マイ防災プランの完成）

4. マイ防災プランの印刷・全戸配布

自治会長等は、マイ防災プランを自治会の全戸に配布し、防災意識の向上・啓発を図ります。

4.1 防災プランの印刷・全戸配布

①マイ防災プランの印刷・全戸配布

- 住民のマイ防災プランに対する認識の向上を図ることから全戸に配布します。

👉 ワンポイント

- ・作成費用、印刷費用に市町村の助成等が活用できる場合があるので市町村の防災担当者を確認するとよいでしょう。



防災プランについての説明会の状況

5. 防災訓練の実施

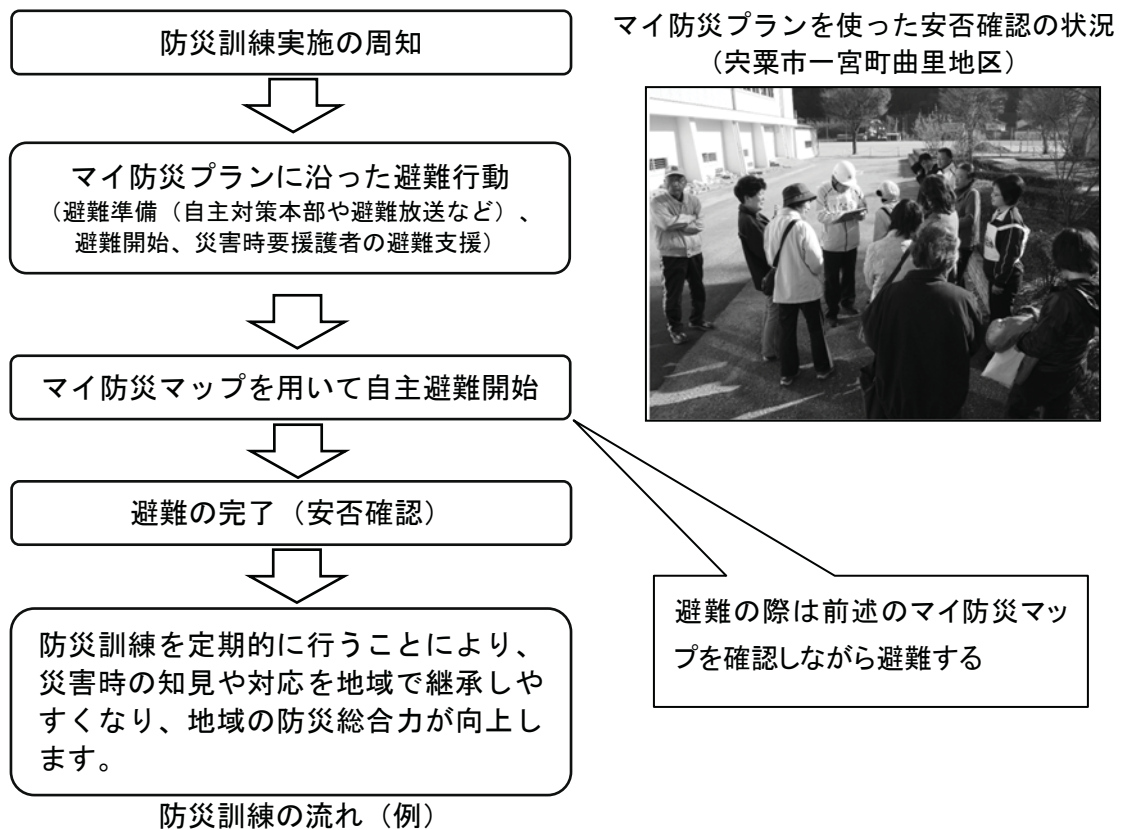
住民の皆さんは、マイ防災プランを利用した防災訓練を実施し、避難情報や避難時にどのように行動すべきか等について理解を深めます。

防災訓練は、マイ防災マップとセットで実施することで、より高い効果が得られます。

5.1 防災訓練

① マイ防災プランとマイ防災マップを利用した防災訓練

- 自治会住民の皆さんは、マイ防災プランを確認しながら、実際にマイ防災プランに沿った避難行動を行います。



👉 **ワンポイント:** 防災訓練の際に、マイ防災プランに従って、災害時要援護者の支援訓練やマイ防災プラン(自治会員名簿)を活用した安否確認訓練を行うことでより実践的な訓練となります。

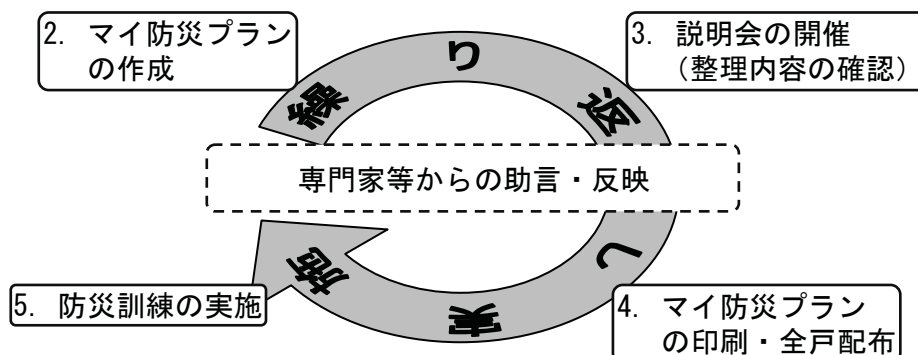
6. マイ防災プランの更新

マイ防災プランは、作成から防災訓練までの一連の流れを繰り返し実施し、つねに新しいノウハウを取り入れ、何度も見直しを図ることで、より有効なものとなります。

6.1 マイ防災プランの更新

①記載内容等に変更が生じた時

- 自治会住民の皆さんは、災害時利用による改善点が明らかになった場合や、情報伝達手法の整備等により、マイ防災プランの記載内容が変更になった場合は、更新を行います。
- マイ防災プランについては、災害時における検証以外に以下に示すように随時更新していくことが必要です。
 - ⇒作成したマイ防災プランを活用した防災訓練を実施し、マイ防災プランの問題点が明らかになったとき
 - ⇒マイ防災プラン作成で明らかになった課題について、改善対策を実施したとき（例えば、情報伝達が携帯電話に依存しており、災害時に使えなくなることが考えられる。そこで、災害時に確実に情報を伝達できるようにトランシーバーを整備した。）
 - ⇒自治会役員の任期に伴い、情報伝達体制が変更になったとき
 - ⇒治水対策（堤防工事、河川内の掘削など）の進展により、まちの治水安全度が変化したとき
- いずれの時点でも構いませんので、防災の専門家（市町村の防災担当者、河川管理者等）やNPO等各種団体から助言を受けたり、同様の取り組みを行っている他団体との意見交換を行ったりすることで、専門的な視点や、創意工夫を導入することができます。
- 随時更新する時も下図の「マイ防災プランの作成」～「防災訓練の実施」まで、一連の流れを繰り返し行います。



マイ防災プラン更新の流れ

<マイ防災プラン作成の例>

■マイ防災プランの目次案と整理する情報やまとめ方の例を示します。

- ・市町村で作成を促進している自主防災組織台帳（自治会員台帳、災害時要援護者台帳、自主防災組織任務表等）等がある場合は、それらも作成が必要です。

【マイ防災プラン 目次案】

1. 本防災プランの目的
2. 作成日（更新日）
3. 避難所
4. 自主災害対策本部
5. 防災情報
6. ○○自治会の自主避難の目安
7. 洪水時の避難行動
8. 防災活動
9. 防災訓練
10. 資機材の管理・補充
11. マイ防災プランの更新

【補足資料】

- 1) 自治会内連絡体制
- 2) 自治会役員連絡網*
- 3) 災害時要援護者リスト*（支援体制含む）
- 4) 自主防災組織の任務表
- 5) 資機材台帳
- 6) 自治会員名簿*（避難時の安否確認に使用）

*補足資料に関しては、個人情報の取扱いに注意しましょう。

【1.本防災プランの目的】

1. 本防災プランの目的

洪水・土砂・地震災害が起きたときに、自治会住民全員が安全に避難を実施するためには、市から発令される避難情報や自治会で決定した避難の目安、自治会内での連絡体制等を地区の全ての住民が把握しておく必要がある。

そこで、これら避難に係わる情報を整理し、「自分たちの生命・財産・地域は自分たちで守る」ために活用するため○○自治会防災プランを作成する。

プランをまとめる目的を記載します。

プランの目的の整理例

【2.作成日(更新日)】

2. 作成日（更新日）

・平成 23 年○月○日（初回作成）

- ・いつの時点のまちの状況であるか明確にするために日付を記載します。
- ・更新する場合は、随時更新日を記載します。

プランの作成日の整理例

【3.避難所】

避難所の名称や所在地、電話番号を記載します。

避難所(状況)	所在地	電話	避難組
【広域避難所】 △△高校 体育館 (浸水想定区域内に有るが高い階は避難、収容可能)	○○○	○○○	○組
【一時避難所】 △△公民館 (裏山に急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、土石流危険渓流あり)	○○○	○○○	○組

隣保(組)により避難所が異なる場合は、施設ごとの避難する隣保(組)を記載します。

避難所情報の整理例

【4.自主災害対策本部】

対策本部の場所や電話番号を記載します。

4.自主災害対策本部
 場 所：○○公民館 電話番号：○○○

自主災害対策本部情報の整理例

【5.防災情報】

市町村より発令される避難情報とそのとき住民が取るべき行動		
種類	発令の目安(洪水時)	住民の皆さんがとるべき行動
避難準備情報 (要援護者避難)	○はん濫注意水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき	○災害時要援護者(災害が発生したときに、高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦など、避難に手助けを必要とする方)の方は、避難を開始してください。 ○ラジオやテレビ、市役所からの情報に注意しましょう。 ○いつでも避難できるように準備をしましょう。
避難勧告	○避難判断水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき	○周囲の方と助け合って、速やかに指定された避難場所へ避難を始めましょう。 ○自動車による避難は、できるだけ避けましょう。
避難指示	○危険な区域に人が残っているとき ○堤防の決壊などにより、河川がはん濫したとき	○ただちに指定された避難場所へ避難しましょう。 ○指定された避難場所まで移動している余裕が無い場合は、近くの安全な建物の2階以上に避難するなど、生命を守るための行動を取りましょう。

市町村の防災担当者から入手しましょう。

避難時の心得	<p><洪水時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な服装で避難 ・避難時の注意事項（足元や集団行動、徒歩での避難等） ・早めの避難が必要 等
--------	---

市町村の防災担当者から入手しましょう。

パソコン、携帯電話を利用して入手できる河川情報および入手先

<p>①しそ防炎ネット 携帯電話 (http://bosai.net/shiso/) メールアドレスを登録すると、<u>避難勧告や避難指示、気象警報、土砂災害警戒情報</u>などが配信されます。</p>	
<p>②国土交通省「川の防災情報」 パソコン (http://www.river.go.jp/) 携帯電話 (http://i.river.go.jp/) 兵庫県内の観測所の<u>雨量や河川水位、これまでの降雨分布状況</u>などを見ることができます。</p>	
<p>③兵庫県防災気象情報 パソコン (http://hyogo.bosai.info.jp/) 携帯電話 (http://hyogo.bosai.info.jp/mobile) 兵庫県内の観測所の雨量や河川水位、<u>これまでの降雨分布状況と予想される降雨分布状況、気象警報、土砂災害警戒情報、地震津波情報</u>などを見ることができます。 （携帯電話では降雨分布状況としては、現在の降雨分布状況のみ見ることができます）</p>	
<p>④気象庁ホームページ パソコン (http://www.jma.go.jp/jma/) <u>天気予報、気象警報、土砂災害警戒情報、地震津波情報、これまでの降雨分布状況と予想される降雨分布状況</u>などを見ることができます。</p>	
<p>⑤国土交通省姫路河川国道事務所ホームページ パソコン (http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/) 現在の<u>河川カメラ映像と水位情報</u>を見ることができます。</p>	

河川管理者や市町村の防災担当者等から入手しましょう。

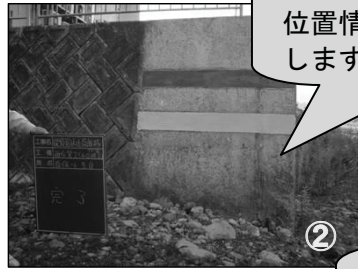
【6.〇〇自治会の自主避難の目安】

①水害経験から設定した自主避難の目安

これまでの災害経験から自主避難の目安を〇箇所設定
(〇〇自治会マイ防災マップを見てください)

水害経験を踏まえて、目に付きやすい場所に地盤高を考慮し、**自主避難の目安を設定した場合に整理**します。

項目	箇所数	箇所と避難の目安
洪水時の避難の目安	〇箇所	河川の水位が、以下に示す箇所の〇〇川の護岸や橋梁に設置している目印線を超えたとき 【△組】 ①〇〇の対岸護岸 ②〇〇裏
土砂災害時の避難の目安	〇箇所	・〇〇の参道の谷からの水に濁りが出たとき ・〇〇山の山鳴りが聞こえたとき



設定した自主避難の目安の位置情報や現地写真を記載します。

②聞き伝え知っている防災上の知恵

朝一番に岩屋の霧が動かなければ晴れで、動いていけば下り坂になる。

〇〇橋が浸水すると、通行できなくなり、△組が孤立する。

その他、「聞き伝え知っている防災上の知恵」があれば記載します。

③自主避難の目安は、防災訓練を実施する時期に、総点検を行い、適切な維持管理を行う。

項目	箇所	目安の更新・再設置の基準
河川護岸に書き込んだライン	【△組】 ①〇〇の対岸護岸 ②〇〇〇裏の護岸	夜間発光するペンキで書き込んだラインが、夜間視認できなくなった場合。

また、災害時利用による改善点が明らかになった場合や、まちの状況の変化等により自主避難の目安を変更する必要がある時は、マイ防災マップも含めて更新する。

自主避難の目安の整理例

【7. 洪水時の避難行動】

洪水時は時々刻々と状況が変化し、住民の皆さんのとるべき行動も変化するので、**災害時に皆さんが自主的に行う避難行動を時系列で整理**します。

7. 洪水時の避難行動

①大雨洪水警報が発令されたとき

- ・ テレビやラジオを見聞きして、気象や避難の情報に注意
- ・ テレビや、インターネット、携帯電話で、雨量や河川水位、予測雨量を確認
- ・ 近くの避難の目安箇所の状況を確認（十分気をつけて無理をしない）
- ・ 避難の目安を超えたことを確認したとき、対策本部（自治会役員）に連絡

各自治体によって、伝達方法が異なるので、市町村に確認しましょう。

②水防団待機水位を超え、さらに水位が上昇することが想定されたとき

- ・ 市より「有線放送」で全戸に「警戒本部の設置」を放送
- ・ 自治会長より「携帯電話」で自治会役員（副会長、会計）、消防部長、組長、婦人会長へ「携帯電話」で「自主災害対策本部の設置」を連絡
- ・ 自治会三役、消防部長、組長、婦人会長は、△△公民館に集合し、「自主災害対策本部を設置」

③自主避難の目安を超えたとき（早めの避難の実施）

- ・ 対策本部は、消防団や住民より「自主避難の目安を超えた」と連絡が入ったとき、「有線放送」で全戸に「自主避難の目安を超えたことから避難を開始するよう」に放送
- ・ 各組の組長と副組長は、協力し、組の住民へ避難するように声かけで指示
- ・ 住民は、組長、副組長、消防団の指示に従い、組ごとに決めた安全な場所へ速やかに避難（避難所は、避難準備情報発令時に開設されるため、自主避難の時には避難所に入れない）
- ・ 住民は、組ごとに決めた安全な場所へ避難後、市や対策本部からの災害情報に注意する
- ・ 住民は、市より「避難準備情報の発令」が放送されたことを確認後、組長、副組長、消防団の指示に従い、避難所へ速やかに避難
 - △組は、△△高校へ避難
 - △組は、住民は△△公民館に集合し、組長と副組長の指示に従い、合同で△△△へ避難

避難方法は、避難所と隣保（組）の距離位置関係を踏まえて、隣保ごとに話し合い、決定する必要があります。

洪水時の避難行動の整理例

市町村からどのような情報が、どのように伝わってくるか、情報を受けて自治会でどう行動するかを記載します。

④避難準備情報が発令されたとき

- ・市より「有線放送」、「広報車」等で住民に「避難準備情報の発令」を放送
- ・確認のため、対策本部より「有線放送」で全戸に「避難準備情報発令」を放送
- ・**住民は避難準備をする（いつでも避難できるようにする）**
- ・避難に時間を要する住民（災害時要援護者）の避難支援者は、災害時要援護者の方の自宅へ集合し、避難を開始し、避難完了後、対策本部へ「携帯電話」で連絡

誰が災害時要援護者の避難を支援するかについて記載します。

誰が、誰に、何を、どのような方法で伝えるか、情報を受けて住民の皆さんがどう行動するかを記載します。

⑤避難勧告が発令されたとき

- ・市より「有線放送」、「広報車」等で住民に「避難勧告発令」を放送
- ・確認のため、対策本部より「有線放送」で全戸に「避難勧告発令」を放送
- ・各組の組長と副組長は、協力し、組の住民へ避難するように声かけで指示
- ・**住民は、組長、副組長、消防団の指示に従い、避難所へ速やかに避難**
 - △組は、△△高校へ避難
 - △組は、住民は△△公民館に集合し、組長と副組長の指示に従い、合同で△△△へ避難
- ・組長は、自治会名簿を用い、避難所で組の住民の安否確認を実施し、対策本部へ「携帯電話」で報告

安否確認の方法についても隣保（組）で決める必要があります。

洪水時の避難行動の整理例

【8. 防災活動】

防災対応の必要な箇所である○○水路の水位が○○を超えた時には、自主防災組織や住民は水路沿いに土のう積み等の防災活動を実施。水の勢いが増し続ける場合は、△△消防団へ速やかに報告する。

（△△消防団の連絡先：○○○）

防災活動の整理例

【9. 防災訓練】

地域の防災総合力の向上、保持を目的として、定期的にマイ防災マップ・マイ防災プランを用いた防災訓練をおこなう。

①防災訓練は毎年〇月頃実施する。

②防災訓練で実施する内容は下記のとおり。

- ・ 自主災害対策本部の設置
- ・ 防災無線による避難放送
- ・ 災害時要援護者の避難支援
- ・ マイ防災マップを用いた避難
- ・ 安否確認

防災訓練の整理例

【10. 資機材の管理・補充】

隣保（組）長は、消防団の協力を得て、梅雨期までに、〇〇倉庫等の資機材が台帳どおり整理されているか在庫数を確認し、資材の不足、機材の更新が必要な場合は、自治会長へ報告する。

報告を受けた自治会長は、資機材の補充を行う。

防災資機材の管理・補充の整理例

【11. マイ防災プランの更新】

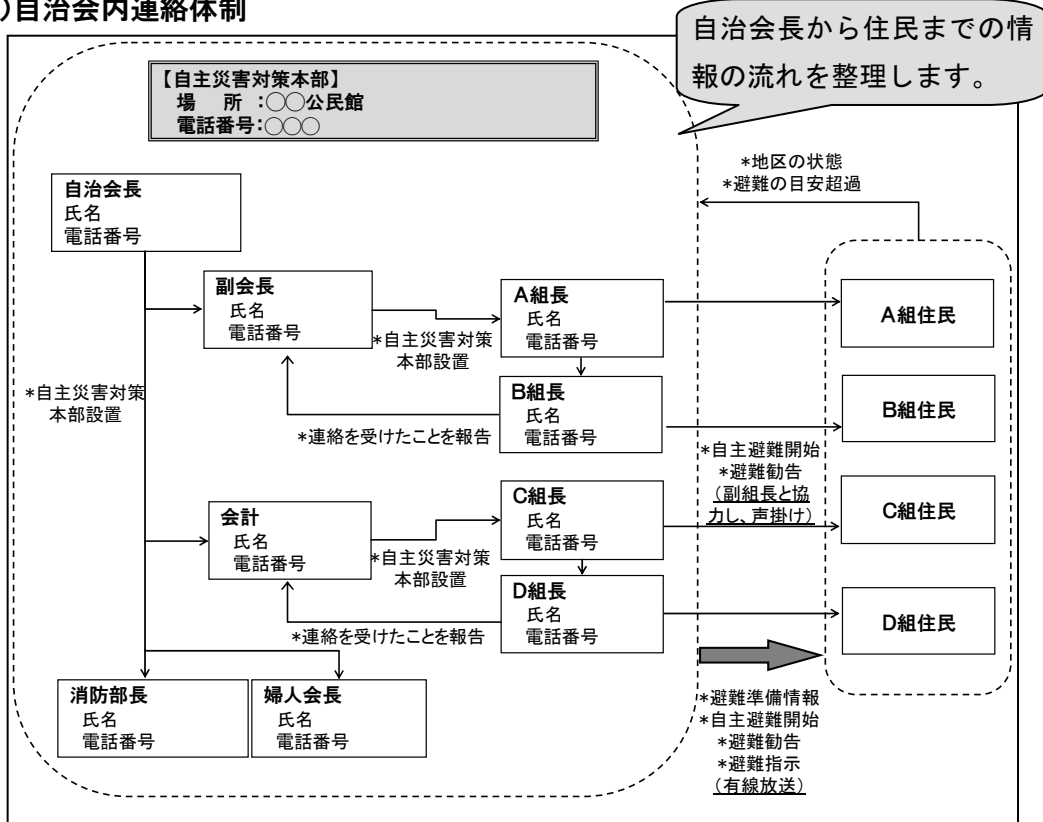
地域住民の転出入などにより、自治会員名簿、災害時要援護者リスト（支援体制含む）などに変更が生じた時は、当該箇所を随時修正し、計画を差し替えるものとする。修正の必要に気づいた自治会員は、隣保（組）長等を通じて自治会長へ報告する。

報告を受けた自治会長は計画を更新・周知する。

マイ防災プランの更新の整理例

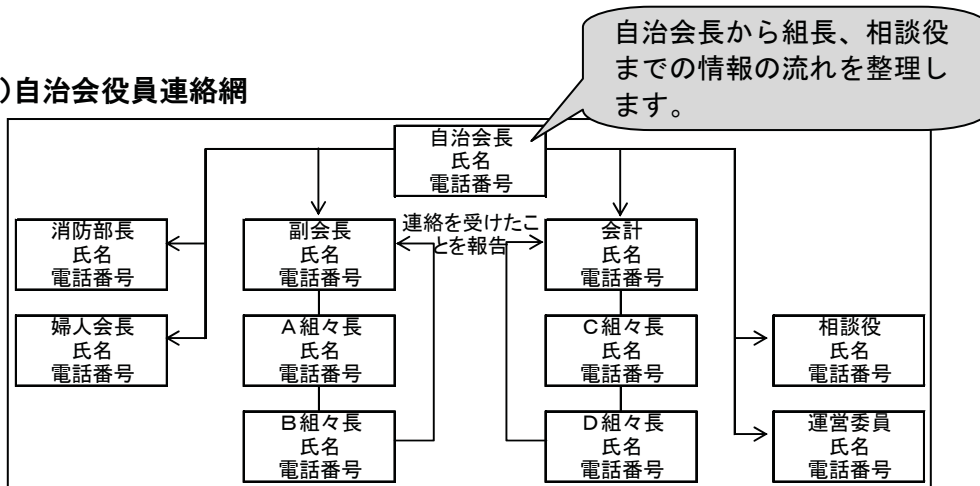
【補足資料】

1) 自治会内連絡体制



自治会内連絡体制の整理例

2) 自治会役員連絡網



自治会役員連絡網の整理例

3) 災害時要援護者リスト(支援体制含む)

個人情報のため取り扱いに注意が必要です。

災害時要援護者の氏名や住所、電話番号、身体 の 状況等を整理します。

プライバシーの保護に配慮して自主防災組織会長が責任を持って保管する。

秘

	要援護者 氏名、住所、電話番号	状 態	特記事項	介護者又は緊急時の連絡先		備考	避難時支援者
				氏名	連絡先		
氏名							
住所							
電話							

災害時要援護者の支援者を明確にするために、支援者の名前を記載する欄を設けます。

災害時要援護者の支援は、隣近所の協力が必要なため、支援体制について隣保（組）ごとに話し合い、決定することが必要です。また市町村の福祉担当者との協議も必要です。

災害時要援護者リストの整理例

4) 自主防災組織の任務表

平常時や災害時の役割分担を整理します。

自主防災組織名 ○○自治会 世帯数 ○ (戸) 人口 ○ (人)		情報班 班長 (氏名) 電話番号	平常時の活動 ・防火防災意識の普及 ・高揚 ・情報収集伝達訓練 ・防災マップの作成	災害時の活動 ・災害情報の伝達 ・被害情報の把握 ・防災機関等との緊急連絡
会長 (氏名) 電話番号	副会長 (氏名) 電話番号	消火班 班長 (氏名) 電話番号	平常時の活動 ・各家庭への安全対策の呼びかけ ・初期消火の協力体制づくり ・消火訓練	災害時の活動 ・消火体制の確立 ・近隣事業所との連携 ・消防機関への協力 ・初期消火活動

本部の任務 消火班は消防団以外

自主防災組織の任務表の整理例

5) 資機材台帳

倉庫及び活動資機材装備品														
倉庫	場所									鍵の場所				
	場所									鍵の場所				
	場所									鍵の場所				
区分	品名	数量				区分	品名	数量						
		年	年	年	年			年	年	年	年			
	バール					救護用具	担架							
	丸太						毛布							
	はしご・脚立						救急セット							
	のこぎり						竹お							
	樹矢													

水防や避難活動に必要となる資機材の在庫数を整理します。

資機材台帳の整理例

6) 自治会員名簿(避難時の安否確認に使用)

自治会員の氏名や住所、電話番号等を整理します。									
A組									
No.	氏名	年齢	性別	住所	電話	携帯電話	備考	安否確認	
1									

避難時の安否確認に使用できるように、安否確認用の欄を設けます。

自治会員名簿の整理例

あとがきにかえて・・・

本手引きについては、平成 23 年度の「局地的豪雨による被害軽減方策検討会の提言」に基づいて、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所管内で実施された社会実験により得られた知見やノウハウをもとに検討会で意見を伺って作成したものです。

より多くの皆様に活用頂けるよりよい手引きに更新していきたいと考えておりますので、本手引きによりマイ防災マップ、マイ防災プランを作成頂いた団体の皆様から改善すべき事項等について、ご意見を頂けると幸いです。

担当 : 国土交通省近畿地方整備局河川部地域河川課

メール : chkas01@kkr.mlit.go.jp


QRコード



メールアドレスを
読み取ることが出来ます。

マイ防災マップ・マイ防災プラン作成の手引き
(安全な避難のために)

平成 23 年 8 月 作成

 国土交通省 近畿地方整備局 河川部
